

令和6年度青森支部事業計画の上期の実施状況について

1. 青森支部事業概況(基礎データ)

- (1) 適用関係の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移・・ 4

2. KPI達成状況

- (1) 保険者機能の類型・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 令和6年度青森支部事業計画KPI達成状況・・・ 7

3. 基盤的保険者機能の盤石化

- (1) 健全な財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 業務改革の実践と業務品質の向上・・・・・・・・ 11
- (3) ICT化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

- (1) データ分析に基づく事業実施・・・・・・・・ 18
- (2) 健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 医療費適正化・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を
通じた加入者等の理解促進・・・・・・・・ 36

5. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- (1) 人事・組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (2) 内部統制等・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

1. 青森支部事業概況(基礎データ)

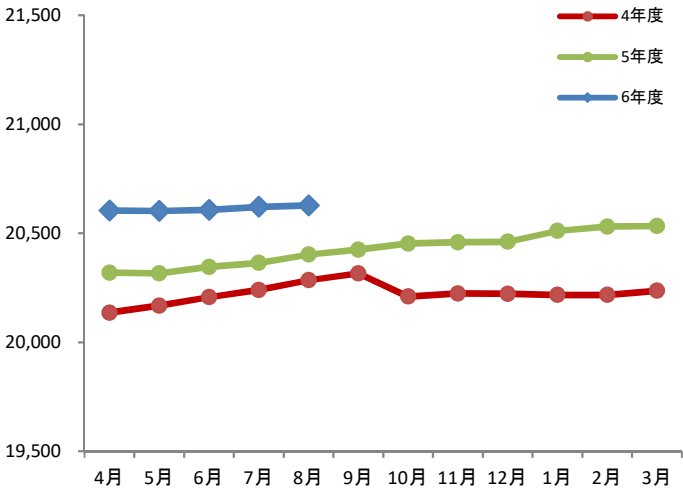
1. 青森支部事業概況(基礎データ)

(1)適用関係の推移

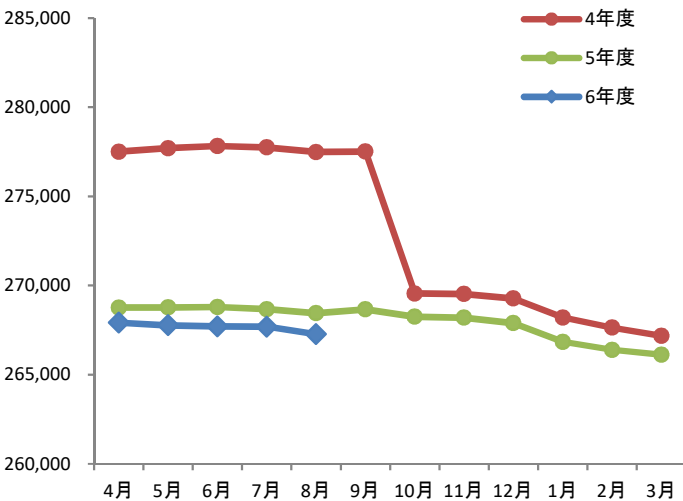
- ・事業所数は前年度に比べて増加で推移していますが、加入者数(被保険者数、被扶養者数)は減少傾向で推移しています。
- ・平均標準報酬月額は、前年度に比べて増加傾向で推移しています。

	事業所数(件)		加入者数(人)		被保険者数(人)		被扶養者数(人)		平均標準報酬月額(円)	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和4年度平均	20,223	1.5	426,220	▲ 2.6	273,095	▲ 1.7	153,125	▲ 4.2	252,361	2.2
令和5年度平均	20,427	1.0	412,994	▲ 3.1	267,985	▲ 1.9	145,009	▲ 5.3	257,688	2.1
令和6年度平均	20,491	0.3	410,924	▲ 0.5	267,837	▲ 0.1	143,086	▲ 1.3	258,477	0.3
令和6年4月	20,604	1.4	408,414	▲ 1.8	267,918	▲ 0.3	140,496	▲ 4.5	259,214	1.7
令和6年5月	20,602	1.4	407,230	▲ 1.8	267,768	▲ 0.4	139,462	▲ 4.5	259,177	1.7
令和6年6月	20,607	1.3	406,644	▲ 1.9	267,704	▲ 0.4	138,940	▲ 4.6	259,028	1.8
令和6年7月	20,621	1.3	406,539	▲ 1.8	267,686	▲ 0.4	138,853	▲ 4.5	259,949	1.9
令和6年8月	20,628	1.1	405,947	▲ 1.9	267,262	▲ 0.4	138,685	▲ 4.6	260,842	1.9

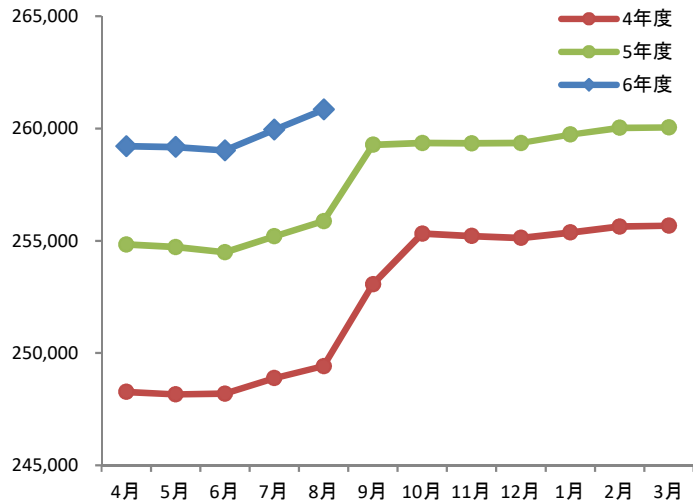
事業所数(件)



被保険者数(人)



平均標準報酬月額(円)



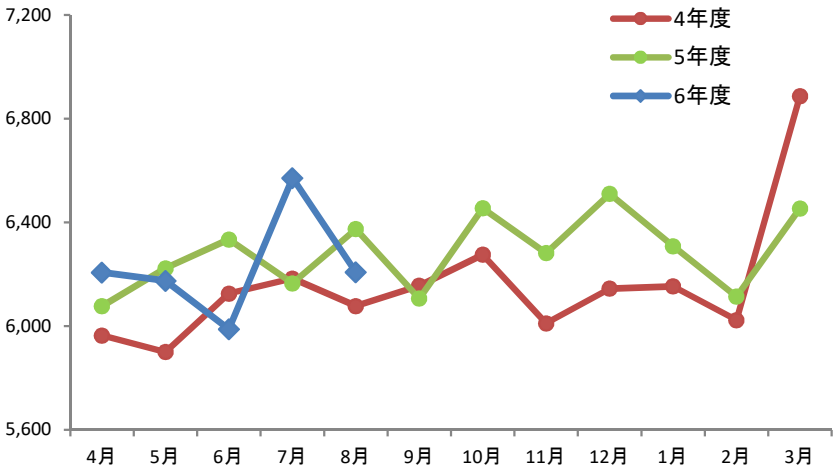
1. 青森支部事業概況(基礎データ)

(2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移

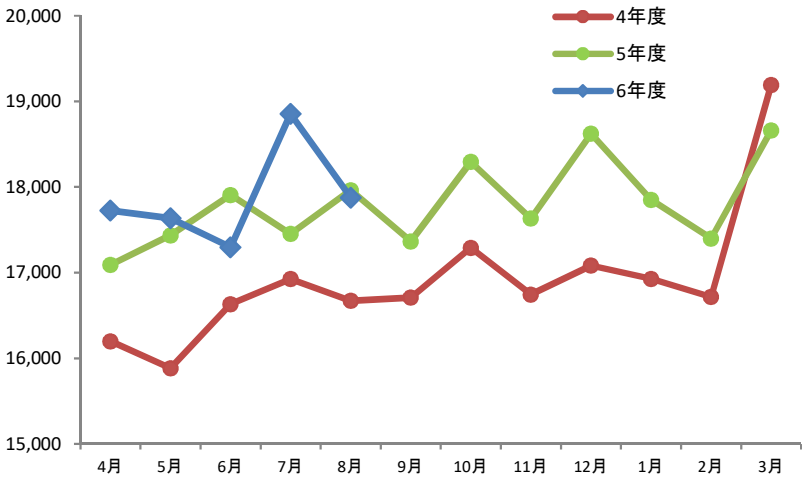
・保険給付費は横ばいですが、加入者1人当たり医療費は増加傾向にあります。

	保険給付費 (百万円)		加入者1人当たり医療費(円)		入院		入院外(調剤含む)		歯科	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和4年度平均	6,159	0.9	16,915	3.5	4,484	▲ 0.9	10,692	6.3	1,585	▲ 0.3
令和5年度平均	6,284	2.0	17,807	5.3	4,680	4.4	11,333	6.0	1,626	2.6
令和6年度平均	6,230	▲ 0.9	17,878	0.4	4,944	5.7	11,053	▲ 2.5	1,703	4.7
令和6年4月	6,207	2.1	17,726	3.7	4,676	▲ 2.0	11,188	6.5	1,696	3.2
令和6年5月	6,175	▲ 0.8	17,636	1.1	4,821	▲ 0.5	11,007	1.4	1,627	3.7
令和6年6月	5,988	▲ 5.5	17,297	▲ 3.4	4,722	4.0	10,659	▲ 7.1	1,735	0.9
令和6年7月	6,572	6.6	18,854	8.0	5,299	15.6	11,526	4.6	1,845	9.7
令和6年8月	6,208	▲ 2.6	17,877	▲ 0.5	5,204	14.5	10,887	▲ 7.2	1,611	5.3

保険給付費(百万円)



加入者1人当たり医療費(円)



2. KPI達成状況

2. KPI達成状況

(1) 保険者機能の類型

保険者機能強化アクションプラン(第6期)

保険者機能強化アクションプラン(第6期)では、保険者機能について主に以下の三つの類型に大別し、目的・目標を整理しています。

保険者機能の類型	目的・目標
基盤的保険者機能の盤石化	・保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。 ・基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践(標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進)による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、DXの推進による加入者の利便性を図る。
戦略的保険者機能の一層の発揮	・加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。 ・このため①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。
保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	・保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用に業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正を確保する。 ・システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改革等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。 ・「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

2. KPI達成状況

(2) 令和6年度青森支部事業計画KPI達成状況

赤丸：令和6年9月末時点で達成
「対前年度」: 年度中の平均数値
「対前年度末」: 年度末数値

KPI 設定項目	青森支部 KPI	令和6年度 上期 実績	令和5年度末実績	
			全国平均	
1. 基盤的保険者機能の盤石化				
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率	対前年度以上	94.6%	95.8%	94.6%
協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.140%	0.137%	0.172%
協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	4,811円	9,879円	5,209円
返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	対前年度以上	55.40%	47.08%	82.69%
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	対前年度以上	89.75%	81.76%	90.47%

2. KPI達成状況

(2) 令和6年度青森支部事業計画KPI達成状況

赤丸：令和6年9月末時点で達成
「対前年度」: 年度中の平均数値
「対前年度末」: 年度末数値

KPI 設定項目	青森支部 KPI	令和6年度 上期 実績	全国平均	令和5年度末実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮				
生活習慣病予防健診実施率	63.5%以上	27.0%(8月)	23.2%	63.2%
事業者健診データ取得率	12.7%以上	5.4%(8月)	2.4%	11.8%
被扶養者の特定健診実施率	30.7%以上	6.0%(7月)	9.4%	28.2%
被保険者の特定保健指導実施率	28.3%以上	22.6%(8月)	26.4%	28.7%
被扶養者の特定保健指導実施率	13.7%以上	66.9%(7月)	42.3%	15.2%
受診勧奨後10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	34.8%	34.0%	33.8%
健康宣言事業所数	2,050事業所以上	1,906事業所	99,308事業所 (全国合計)	1,880事業所
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	86.1% (7月診療分)	84.8% (7月診療分)	85.3%
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	対前年度末以上	53.2%	53.34%	52.3%
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度末以上	2,633事業所	314,967事業所 (全国合計)	2,623事業所
3. 組織・運営体制等の整備				
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下	0%	12.8%	0%

3. 基盤的保険者機能の盤石化

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(1) 健全な財政運営

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。	① 7月開催の評議会において、令和5年度決算を説明。その後、10月開催の評議会において、令和7年度からの5年間の収支見通しと、今後10年間のごく粗い試算を示し、協会の保険財政は依然として中長期的に楽観視できない状況であることを説明したうえで、令和7年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。 ② 令和5年度決算の状況と楽観視できない今後の見通し等について、7月配信のメールマガジンや9月送付の納入告知書同封リーフレット等を通じて、情報発信を行った。 ③ 医療審議会医療法人部会や地域医療構想調整会議(津軽地域、下北地域)、医療審議会において、保険者としての立場からの意見発信を行った。また、第3期医療費適正化計画の評価報告においては、2月の保険者協議会調査検討部会、3月の医療費適正化計画に係る懇話会で保険者として積極的に意見発信を行う。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI

(※サービススタンダード: 傷病手当金等の給付金について、受付から振込までを10営業日以内に完了する。)

- ⑦ サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ① 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率	対前年度以上	94.6%	94.6%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 - 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで、生産性の向上を図る。 - 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により、業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。	以下の取組を随時実施し、職員の意識改革と多能化、事務処理体制の強化を総合的に推進した。 - 管理職による職員との面談を行い、課題の共有や意識改革を図った。 - ジョブローテーションを随時行い、契約職員も含め、多能化を図ったほか、新人契約職員へのOJTを行った。 - 業務処理体制の状況や職員の育成状況等を支部内で共有し、更なる体制整備を図るため、報告会を開催し、支部長等から意見を伺った。 - 職員の他支部への訪問見学及び審査効率化に向けた打合せを行い、事務処理体制や相談体制の見直しを図った。 - 学習会や打合せ等を開催し、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
② サービス水準の向上 - すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10日間)を遵守する。 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。加えて「広報基本方針」及び「支部広報計画」に基づき、加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」などの活用により業務の課題を洗い出し、改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	- 日次(朝・夕)のミーティングにおいて、管理者が審査者と受付件数や処理可能件数、処理済み件数等を共有し、指示を出すなど処理遅延が発生しないように進捗管理を徹底した。 - 日々の相談対応時や9月に県内4地区で開催した初任者社会保険事務講習会等において、郵送による手続きの案内を行った。 - マイナ保険証への移行等に関する相談に対応するため、9月に「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設するとともに、支部においても、代表電話のIVR(自動音声案内)を導入した。 8月に本部主催の電話対応研修に職員が参加し(現地参加4名、Web参加17名)、相談体制の標準化を進め、お客様満足度の向上を図った。 - 朝礼での「電話対応の心がけ」及び過去の研修資料を活用した唱和、上長による電話対応状況のモニタリング等の各種取組を行った。 【参考】令和5年度に実施したお客様満足度調査の結果(総合満足度) ➤ 窓口アンケート調査 100%(全支部中1位、前年度1位) ➤ 架電調査 100%(全支部中1位、前年度37位)

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
③ 現金給付等の適正化の推進 - 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 - 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 - 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる「部位ころがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者への文書に施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 - 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格再確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 - これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、本部が実施する業務研修に参加し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。	- 傷病手当金及び出産手当金の支給決定データから不正が疑われる申請について、3か月おきにシステムからの抽出と内容確認を行い、保険給付適正化PT会議において内容を精査。事業主への立入検査を行う案件はなかったが、傷病手当金を受給中に別の事業所で資格取得していた者に対する返納請求を行った事案が1件あった(返納済み)。 - 海外出産育児一時金の申請がある都度、提出書類を確認したほか、保険給付適正化PT会議にも審査状況等を毎月報告し、協議を行った。 - 毎月開催する柔整審査会とも連携しながら、患者への文書照会を毎月実施した(面接確認委員会を実施するまでの疑義案件はなし)。 7月にあんまマッサージ指圧・はりきゅうのかかり方についてメルマガに、整骨院・接骨院のかかり方について納入告知書同封リーフレットに記事を掲載し、適正受診への啓発を行った。 - 被扶養者資格の再確認について、7月に青森県社会保険労務士会への訪問による要請を行い、会報誌へのリーフレット同封やホームページへの記事掲載の協力をいただいた。また、9月から、メルマガや納入告知書同封リーフレットによる広報を行い、提出を事業主等に呼び掛けた。 - 被扶養者資格の再確認について、昨年度未提出だった事業所(496社)に対し、今年度実施時の提出を依頼する文書勧奨を9月に実施した。 - 学習会や打合せ等を開催し、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI

(※査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額)

- ⑦協会レセプト点検の査定率※について対前年度以上とする。
- ①協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
レセプト点検の査定率	対前年度以上	0.140%	0.172%
再審査レセプト1件 当たりの査定額	対前年度以上	4,811円	5,209円

事業計画(具体的施策等)	実施状況
④ レセプト点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(目視対象に振り分けられたレセプト等)を優先的かつ重点的に審査する。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。	・行動計画を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を実施した。 ・厚生労働省や自支部及び他支部の査定事例等を検証し、自動点検マスタに有効な事例を登録するとともに、登録内容の精査による更新や削除を積極的に実施し、システム点検の効率化を図った。手術や高額薬剤のレセプトを優先的かつ重点的に審査した。 ・点検員間における日々の事例共有、勉強会等によりスキルアップを図った。 ・資格点検、外傷点検を確実に実施した。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI

- ⑦返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。の回収率を対前年度以上とする。
- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。
(※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする。)

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
返納金債権の回収率	対前年度以上	55.40%	82.69%
保険証の回収率	対前年度以上	89.75%	90.47%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けて、弁護士名による文書催告や費用対効果を踏まえた法的手続き等を含めた取組を着実かつ確実に実施する。 ・無資格受診に係る返納金の発生を抑制するため、保険証未返納者に対する文書及び電話による早期の返納催告を確実に実施するとともに、資格喪失時の保険証回収について事業所等への周知広報を実施する。	・債権の早期調定と納付書の速やかな送付を徹底するとともに、初回催告、弁護士名による催告等を着実に実施し、早期回収に努めた。 ・無資格受診に係る返納金に関しては、電話や訪問により債務者との早期接触を図り、保険者間調整を積極的に勧奨して回収率の向上に繋げた。 ・無資格受診に係る返納金の発生を抑制するための、保険証未返納者への返納催告を確実に実施した。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(3)ICT化の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① オンライン資格確認等システムの周知徹底 - 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 - マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を本部と連携し適切に行う。 ② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 - マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を本部と連携し推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。	① - マイナ保険証を使用することのメリットとして、良質かつ効率的な医療の提供に繋がること等を周知した(②に記載した各種広報において実施)。 - 本部からの指示に基づき、マイナンバー未収録者や確認を要する者への照会及び登録作業を迅速に行った。 ② 9月の「資格情報のお知らせ」の発送に向けて、5月に大規模事業所(18社)への訪問や郵送により、従業員への配付協力依頼を行った。 5月から9月にかけて、委員研修会や算定基礎届説明会、初任者社会保険事務講習会等において、マイナ保険証への移行等に関する説明を行い、事業所担当者等への周知を図った。 5月の県社労士会総会出席時や6月の県社労士会訪問時にマイナ保険証への移行等に関する説明を行ったほか、社労士164名に関連資料を発送することにより、移行への理解と協力を求めた。 7月に青森県立中央病院と青森市民病院を訪問し、マイナ受付促進等の協力依頼を行った。 - 上期を通して、メルマガや納入告知書同封リーフレット、社会保険あおり等による各種広報を行った。 - 支部内で学習会を都度開催し、移行業務に係る知識の習熟に努めた。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(1) データ分析に基づく事業実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。 ・調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、本部主催の調査研究フォーラムや本部発行の調査研究報告書、各種学会等へ積極的に応募する。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部主催の統計分析研修等へ出席するほか、本部との連携強化に加え、支部間での研鑽を積む等による人材育成を通して、調査研究の質の底上げを図る。	① ・令和4年度版の医療費分析は、青森県立保健大学の西先生に確認いただき、7月の支部評議会で報告、8月21日に支部ホームページに掲載、8月23日に青森県(担当部局3課)と40市町村、国保連合会に情報提供した。 ・医療費や健診データをはじめとしたデータ(エビデンス)に基づく事業計画を策定するにあたり、本部・外部有識者とミーティングを重ね、支部の課題を深掘りするとともに、他支部の取り組みノウハウを取り入れることでより効果的なものとなるよう議論を進めてきた。また、現在、分析担当スキル向上のため、本部主催の統計分析研修へ積極的に出席し、質の底上げに取り組んでいる。
② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。	② ・本部でアドバイザー契約を結んでいる摂南大学の小川先生と連携し、がん健診で精検となった人の受診状況等について分析を実施している。
③ 好事例の横展開 ・本部主導型のパイロット事業へ積極的に応募するほか、本部から横展開される各種事業やプロジェクトの実施を通じ蓄積した分析手法に関するノウハウを支部の事業運営に取り込む。	③ ・令和6年度は、本部主導のパイロット事業「バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進」に参加し、取り組みを進めている。また、青森支部と同様の課題に取り組んでいる他支部の各種事業についても、積極的に事業に取り込むよう議論を進めている。 ➤「4. 戦略的保険者機能関係」の(3)「ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進」を参照。(P32)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 保健事業の一層の推進 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、6か年計画の目標達成に向けた取組を着実に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 【第3期データヘルス計画における目標】 ■ 対策を進めるべき重大な疾患(10年以上経過後に達成するゴール) ・脳血管疾患の入院受診率を全国平均に向けて引き下げる。 ■ 6年後に達成する目標 ・Ⅲ度高血圧(180/110mmHg以上)の割合を0.12%減少させる。	●生活習慣病発症リスクの高い事業所に対する生活習慣病予防健診の受診に向けたアプローチ 健康宣言事業所や被保険者が多い事業所のうち、事業者健診を中心に受診している事業所に的を絞り、文書勧奨およびアンケートを実施。青森県の健康度(短命の実態)やがん検診を含む生活習慣病予防健診の有効性、費用面での軽減などを伝えて理解を求めた。(7月) ・対象112事業所 ●喫煙リスク保有率が高い業態を対象とした喫煙対策(受動喫煙対策・禁煙のすすめ等) 健康宣言事業所で喫煙対策を目標に掲げている建設業態事業所を対象に、6か月に渡り喫煙対策にかかるポスター・チラシを送付。ポスター・チラシは毎月更新。(7月～) ・対象201事業所 ●飲酒習慣要改善者が多く、適正飲酒量等、飲酒に関するヘルスリテラシーの向上 支部保健師が飲酒にかかるリーフレットを作成。事業所向けの出前講座のほか、特定保健指導で飲酒習慣にかかる説明を行う際に使用。 ・出前講座4月～、リーフレット9月～

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

- ㊦生活習慣病予防健診実施率を63.5%以上とする。
- ㊦事業者健診データ取得率を12.7%以上とする。
- ㊦被扶養者の特定健診実施率を30.7%以上とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
生活習慣病予防健診実施率	63.5%以上	27.0%(8月)	63.2%(全国平均 57.7%)
事業者健診データ取得率	12.7%以上	5.4%(8月)	11.8%(全国平均 7.1%)
特定健診実施率	30.7%以上	6.0%(7月)	28.2%(全国平均 28.3%)

事業計画(具体的施策等)	実施状況
㊦ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 ・契約健診機関の少ない地域等において、被保険者及び被扶養者を対象とした集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。	●生活習慣病発症リスクの高い事業所に対する生活習慣病予防健診の受診に向けたアプローチ 健康宣言事業所や被保険者が多い事業所のうち、事業者健診を中心に受診している事業所に的を絞り、文書勧奨およびアンケートを実施。青森県の実態(短命の実態)やがん検診を含む生活習慣病予防健診の有効性、費用面での軽減などを伝えて理解を求めた。(7月) ●集合バス健診の実施 8月:六ヶ所 被保険者27名、被扶養者2名 (今後の予定) 12月:深浦 1月:むつ 2月:五所川原・弘前・青森・八戸

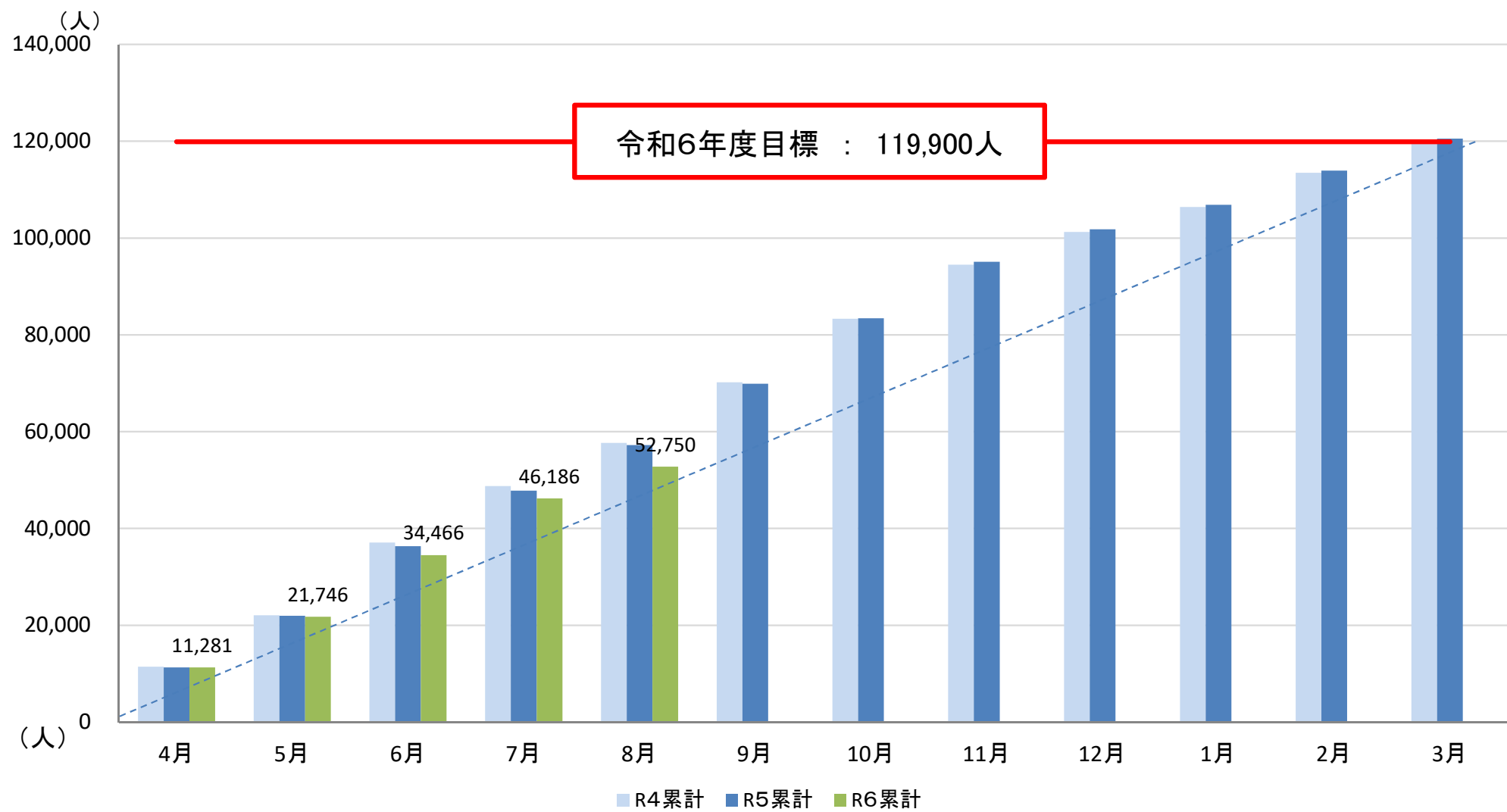
4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・生活習慣病予防健診の付加健診対象年齢の拡大と併せて、関係団体と連携した受診勧奨及び事業所訪問等の取組を行い、受診率の向上を図る。 ・事業者健診データの取得率向上に向けて、受診率の低い事業所に対して労働局との連名による提供依頼文書を送付し、更に外部委託により電話等による提供依頼を実施する。 ・被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、未受診者に対してナッジ理論やGISを活用し、効果的な受診勧奨を実施する。また、事業主に協力を依頼し、被保険者を通じて事業主との連名による受診勧奨を実施する。 ・次年度40歳到達者(特定健診デビュー年齢対象者)に対する特定健診受診勧奨を実施する。 ・ショッピングセンター等における「まちかど健診」(特定健診)を実施する。	●バス協会、トラック協会、タクシー協会に対して個別に情報提供し、各会員への周知や広報誌への掲載を依頼した。(6月) ●受診率の低い2,000事業所に対して労働局と支部長の連名による事業者健診データの提供依頼文書を送付した。(9月) ●外部委託による文書・電話での事業者健診結果データの取得(10月～) ・提供依頼書未提出事業所への勧奨(文書及び電話) 800件 ・提供依頼書提出済事業所等への勧奨(文書及び電話) 350件 ●宣言事業所のうち、被扶養者の特定健診受診率の低い事業所に協力を依頼し、事業主と連名の特定健診受診勧奨チラシを被保険者を通じて配付した。 ・112事業所のうち、44事業所が承諾。(約886名の被扶養者様に配付)(9月) (今後の予定) ●まちかど健診の実施(11月～12月) 案内37,538件(31回) ※R6からオプションとして骨粗鬆症検査と眼底検査を開始(無料) ●GISを活用した特定健診受診勧奨の実施(2月) ●次年度40歳到達の被扶養者に勧奨を実施(2月) ●健診推進経費による報奨金の支払い

被保険者 生活習慣病予防健診受診者数

生活習慣病予防健診 KPI 63.5%以上(実施見込者数:119,900人/実施対象者数:188,788人)



事業者健診データ取得数

事業者健診データ KPI 12.7%以上(実施見込者数:29,900人/実施対象者数:188,788人)



被扶養者 特定健診受診者数

特定健康診査 KPI 30.7%以上(実施見込者数:14,240人/実施対象者数:46,386人)



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

- ㊦被保険者の特定保健指導実施率を28.3%以上とする。
- ㊩被扶養者の特定保健指導実施率を13.7%以上とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
被保険者の 特定保健指導実施率	28.3%以上	22.6%(8月)	28.7%(全国平均 19.8%)
被扶養者の 特定保健指導実施率	13.7%以上	66.9%(7月)	15.2%(全国平均 15.6%)

事業計画(具体的施策等)	実施状況
③ 特定保健指導実施率及び質の向上 ・特定保健指導について、2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。	●特定保健指導の対象者全件に案内通知した。 ●日々の特定保健指導勧奨業務において、健康宣言事業所、大規模事業所、社会福祉法人等への案内を重点的に実施した。 ●健康宣言事業所を対象に健診当日の特定保健指導を周知。事業所の意向や今後の健診時期等を集約し、健診機関へ情報提供した。(7月～) ・対象:1,881事業所

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

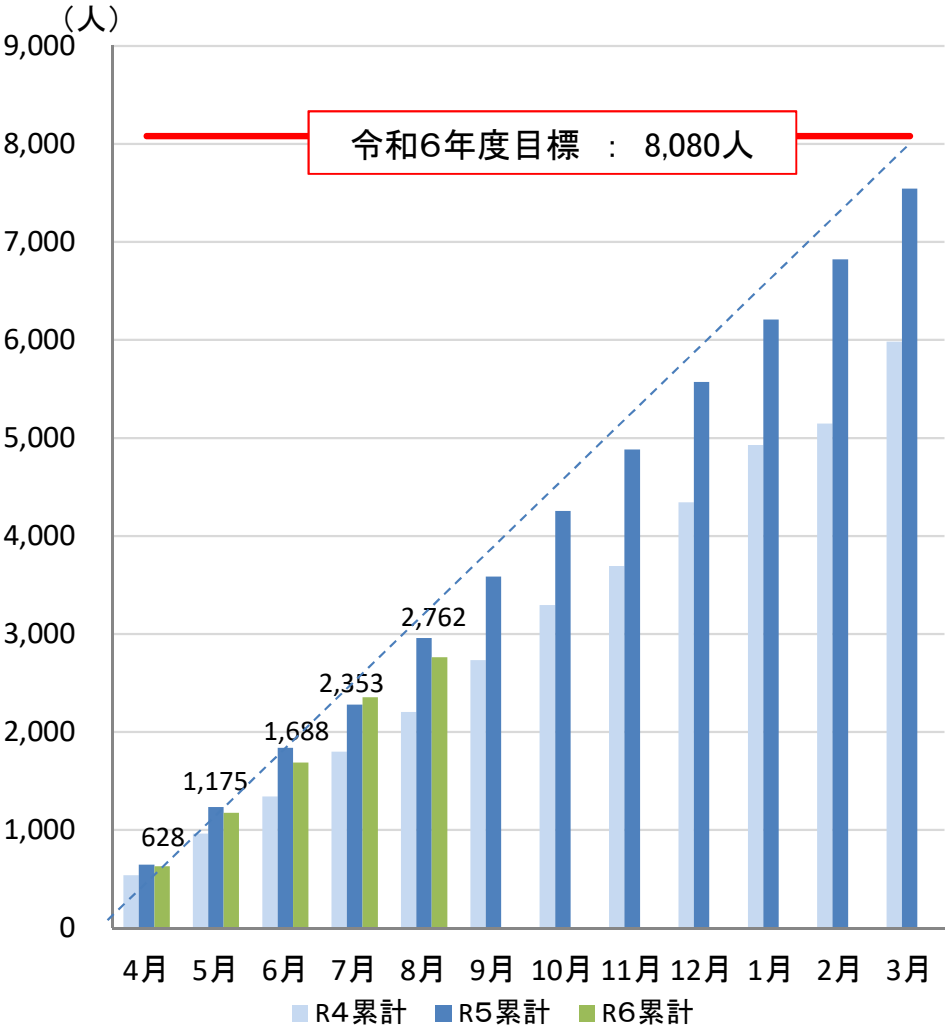
(2)健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・健診機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ・集合バス健診や、ショッピングセンター等における「まちかど健診」の当日に保健指導を実施する。 ・健康宣言事業所における特定保健指導の利用促進に向けて、関係機関と連携した受診勧奨及び事業所訪問等の取組を行い、実施率の向上を図る。 ・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。その際、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを活用した遠隔での初回面談の利用拡大を推進し、特に、特定保健指導の実施率が低い業態には積極的に勧奨を行う。	●4期プログラムスタートにあたり、特定保健指導委託機関と連携強化を図りつつ、健診当日保健指導の拡大を推進した。 ・現在、特定保健指導を契約中の健診機関にアンケートを行い、第4期の実施状況を把握しつつ、主要機関には訪問しながら拡大を協議した。(6月～7月) ・新規契約に向けて健診機関と交渉した。(4月～) ●ICTを活用した初回面談の実施について、利用勧奨から特定保健指導の実施まで保健指導専門機関に委託した。(勧奨を含む) ・10月現在： 初回面談97件、実績評価222件 ●特定保健指導の実施率が低い健康宣言事業所への特定保健指導勧奨(幹部による訪問勧奨)を実施した。(10月～) ●集合バス健診・まちかど健診において健診当日の特定保健指導を実施した。 ・集合バス・・・4人(被保険者4名、被扶養者0人)

特定保健指導完了者数の推移

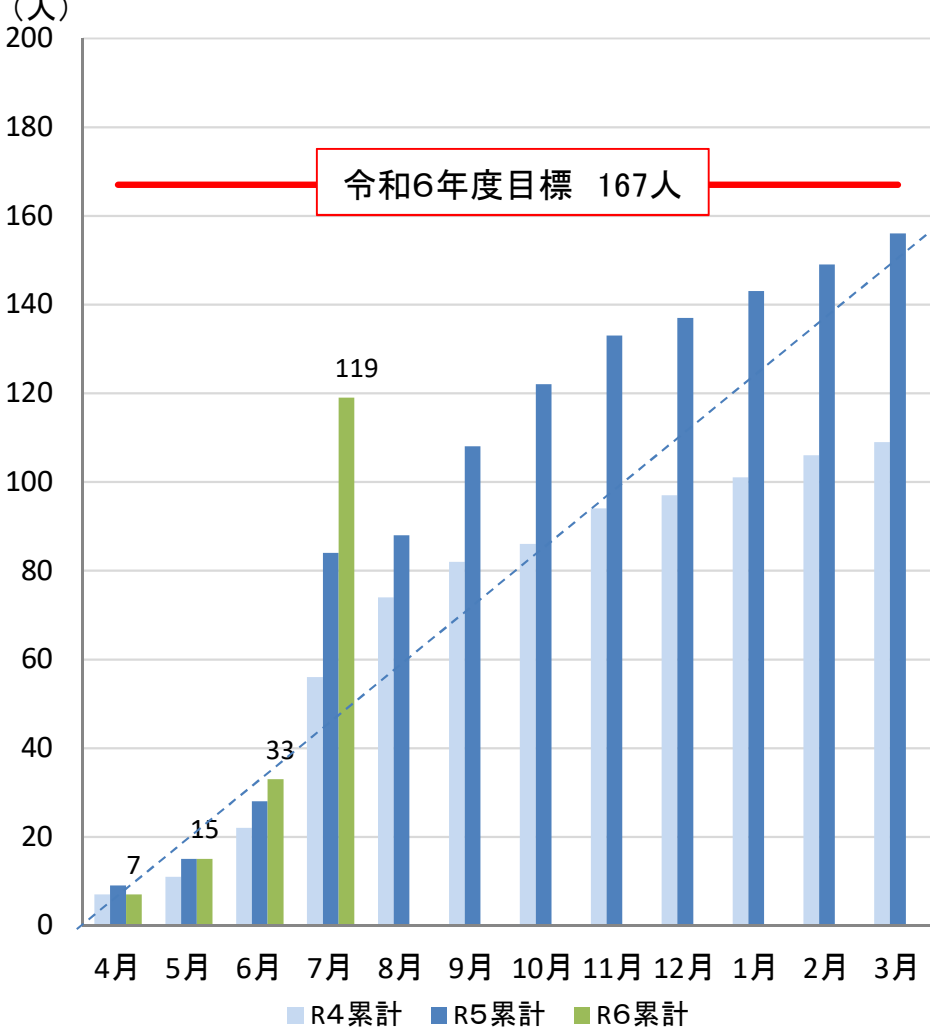
被保険者

特定健康指導 KPI 28.3%以上
(実施見込者数:8,080人/対象者数:28,600人)



被扶養者

特定健康指導 KPI 13.7%以上
(実施見込者数:167人/対象者数:1,220人)



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

⑦健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上にする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
健診受診月から10か月以内に受診した者の割合	対前年度以上	34.8%	33.8%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
④ 重症化予防対策の推進 ・従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が重症域にある方で、本部からの受診勧奨後も医療機関への受診が確認できない方に対して、外部委託も活用しながら事業所を通じて受診勧奨(文書及び電話)を行う。 ・血圧、代謝のリスク保有割合が高い業態への対策として、関係団体との関係を構築し、連携して周知啓発活動や幹部等の事業所訪問による特定保健指導、受診勧奨の徹底を図る。 ・生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供し、生活習慣の改善や医療機関受診などの行動変容を促す。 ・糖尿病性腎症重症化予防のため、医師会との連携協定による重症化予防プログラムを実施する。	●本部における一次勧奨の概ね1か月後に未受診者を抽出し、受診勧奨文書を事業所へ発送するとともに、二次勧奨対象者に電話で勧奨を実施した。 ・ 外部委託・・・文書4,612件、電話455件 ・ 未治療者の個別指導(事業所訪問)の実施・・・784件 ・ 個別指導後の未治療者を受診までフォロー(電話等)・・・459件 ●健康宣言事業所のうち、特定保健指導の利用が低い事業所へ幹部による訪問した。(10月:2件、下期も継続実施) ●3市医師会(青森・八戸・弘前)との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施した。(医療機関への紹介3件) (今後の予定) ●生活習慣病リスクが高い方へ、健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供する。(2月)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

④健康宣言事業所数を2,050事業所(※)以上とする。

(※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
健康宣言事業所数	2,050事業所以上	1,906事業所	1,880事業所

事業計画(具体的施策等)	実施状況
⑤ コラボヘルスの推進 ・「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大・フォローアップの拡充により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 ・本部より示された健康宣言の取組の基本モデル等を踏まえ、支部で見直した宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツ(宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等を整理したもの)による健康宣言事業を引き続き実施する。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 ・青森県歯科医師会との連携による事業所を通じた歯科健診事業を実施する。	・健康宣言の新規登録に向けた文書勧奨を実施した。(7月) ・健康宣言を登録している事業所ごとに「事業所健康度診断」を発行。健康情報誌および健康づくりの取り組みに関するアンケートとあわせて送付した。(四半期ごと) ・健康宣言の基本モデルへの切り替えに向けた文書を送付し、後日電話勧奨を実施した。(8月～9月) ・ホームページに作成した特設サイトにより、若年期から高齢期まで含めたポピュレーションアプローチを開始した。(8月) ・青森市PTA連合会の協力を得て、ねぶた祭において「青森県長寿のびしろ日本一」と記載したうちわを沿道で配布した。(8月) 同様に児童生徒向けに特設サイトの内容を記載したチラシを作成。学校内で生徒に向けて配布した。(8月) ・・・うちわとチラシに特設サイトのQRコードを印刷 ・青森産業保健総合支援センターを訪問し、メンタル対策について意見交換した。(7月)支部のメールマガジンで青森産業保健総合支援センターによる相談内容などを紹介した。(8月) ・歯科健診事業を開始。健康宣言事業所及び昨年度受診事業所へ案内リーフレット等を送付した。(4月)

健康宣言に取り組む宣言企業数の推移（コラボヘルスの推進）

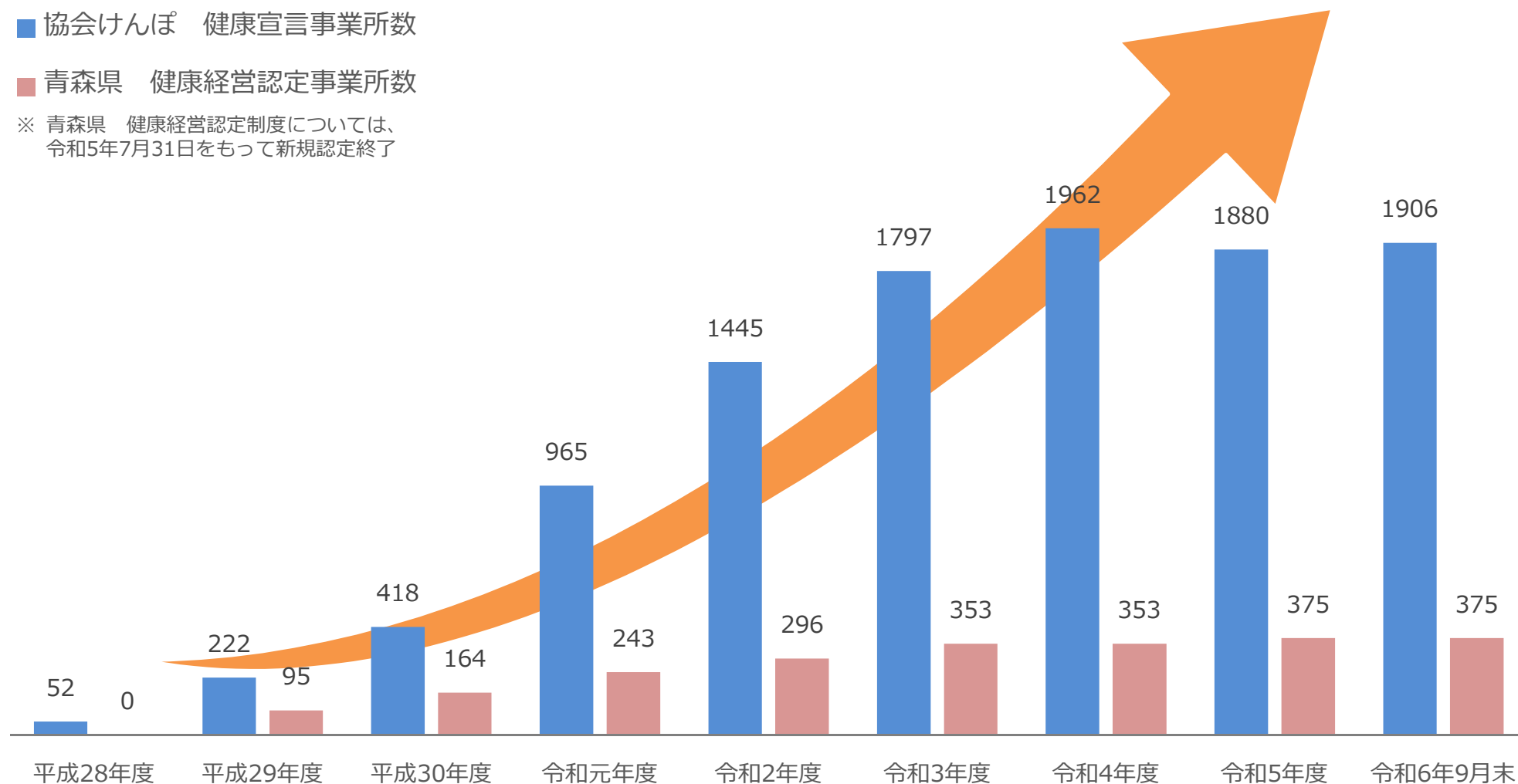
- 協会けんぽ青森支部において健康宣言事業を実施。青森県が実施する「健康経営認定制度」や経済団体、金融機関などと連携を図り、健康経営に取り組む企業を支援している。

令和6年度上期（9月末時点）の健康宣言事業所数は1,906事業所。

■ 協会けんぽ 健康宣言事業所数

■ 青森県 健康経営認定事業所数

※ 青森県 健康経営認定制度については、令和5年7月31日をもって新規認定終了



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

KPI

⑦ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点に対前年度末以上とする。

(※)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	86.1%(7月診療分)	85.3%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 医療資源の適正使用 i)ジェネリック医薬品の使用促進 データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 また、加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。 ・本部より提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、阻害要因を分析の上、施策の検討などを目指す。 ・青森県薬剤師会等と連携して、公立病院等への広報を行う。	① i) ・本部より提供される「ジェネリックカルテ」等のデータを活用のうえ、ジェネリック医薬品の使用率が低い弘前市内の薬局を選定し、弘前市役所と合同で6薬局を訪問し使用促進について依頼した。(6月) ・青森市薬剤師会と連携し実施している青森県立中央病院の院外処方箋ファックスコーナーの「ジェネリック医薬品希望スタンプ」設置について、引き続き設置いただくよう訪問依頼した。(4月)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成の上、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。 ・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用の際には、上記課題分析の結果に基づき、効果的なアプローチを行う。 ・ジェネリック医薬品Q&A冊子等の配布、関係団体と連携したセミナー等での説明による、きめ細かな普及啓発を行う。 ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進 ・本部主導のパイロット事業に参加し、バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進に繋げる。 国の方針:「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上を目指す」 iii) ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)等対策 ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。	・青森県薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品希望の意思表示付手帳・診察券ホルダーを作成予定。県内約600の調剤薬局での配布を依頼する。(手帳・診察券ホルダーは12月に調剤薬局へ送付予定) ・弘前市国保年金課と合同でジェネリック医薬品の使用率が低い弘前市内6薬局を訪問し依頼した。(6月) ・新規登録の健康宣言事業所にジェネリック医薬品Q&A冊子を送付した。 ・健康保険委員等研修会で普及啓発を行った。(5～6月) ii) ・医療機関薬剤部向けWEBセミナーを開催。(9月) ・青森県内で影響力のある大規模医療機関(5医療機関)を訪問し、バイオシミラー使用促進に関する意見交換を実施した。(10月) iii) ・本部より提供のあったデータに基づき、3月に開催予定の医療費適正化計画に係る懇話会等で保険者として積極的に意見発信を行う。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
iv) 上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 i)～iv)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療審議会や医療費適正化計画に係る懇話会へ参画し、医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。	iv) ・メールマガジンにて周知を行った。(6月) ・納入告知書同封チラシにて周知を行った。(6月) ② i) ・上期は未開催。11月に青森県医療審議会へ出席し、市町村国保データだけではなく、被用者保険の健診データを集積したデータで分析を行い、青森県全体の健康実態を把握したうえで青森県保険医療計画を実施するよう意見発信を行った。 ii) ・地域医療構想調整会議(Web形式)は参画している2地域(津軽、下北)で出席し、議論に参加した。

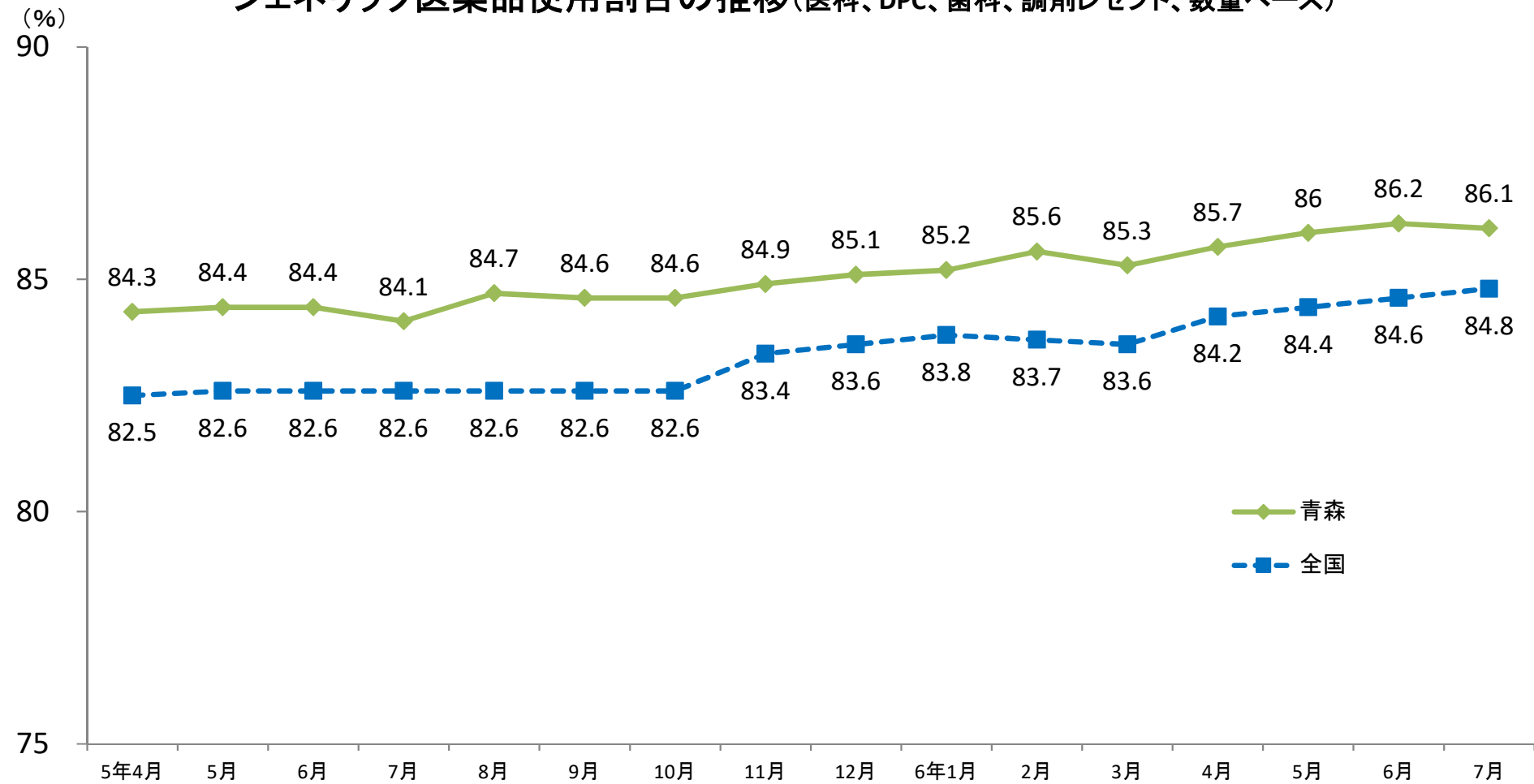
4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
③ インセンティブ制度の実施及び検証 ・2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。また、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	・ 納入告知書同封チラシにて周知を行った。(4月) ・ 健康保険委員等研修会にて周知を行った。(5月、6月) ・ 支部ホームページにて記事を掲載中。 ・ 青森県社会保険協会発行の広報誌「社会保険あおもり」にて記事を掲載した。(6月) ・ 下期の予定として、メールマガジンへの記事掲載、県内の経済5団体、青森県社会保険労務士会へ保険料率の説明にて訪問の際に合わせて周知を行う。

ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品使用割合の推移(医科、DPC、歯科、調剤レセプト、数量ベース)



	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
青森	82.8%	82.6%	82.9%	82.6%	83.1%	83.1%	83.4%	83.7%	83.9%	83.8%	83.7%	83.6%	84.3%	84.4%	84.4%	84.1%	84.7%	84.6%	84.6%	84.9%	85.1%	85.2%	85.6%	85.3%	85.7%	86%	86.2%	86.1%
全国	80.4%	80.6%	80.7%	80.8%	81.1%	80.9%	81.3%	81.8%	82.2%	82%	81.8%	81.7%	82.5%	82.6%	82.6%	82.6%	82.9%	83%	83.1%	83.4%	83.6%	83.8%	83.7%	83.6%	84.2%	84.4%	84.6%	84.8%
順位	8位	11位	8位	11位	11位	8位	9位	11位	12位	10位	10位	12位	15位	11位	11位	13位	12位	12位	16位	12位	13位	15位	13位	13位	15位	13位	13位	15位

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

KPI

- ㊦全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を対前年度末以上とする。
- ㊧健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度末以上とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
健康保険委員委嘱事業所数の被保険者割合	対前年度末以上	53.2%	52.3%
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度末以上	2,633事業所	2,623事業所

事業計画(具体的施策等)	実施状況
協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要であることから、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ② 広報テーマに応じて、本部より提供される各種広報ツールを活用し、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。	① 各グループの職員から構成される広報委員会を開催し、加入者・事業主目線で分かりやすい広報が実施できるよう、広報内容や方法等について検討した。(毎月) ② 本部にて作成の広報原稿やチラシを、各種広報媒体への掲載する他、関係団体へ訪問し広報協力等行い、関係団体が保有する広報媒体等にも掲載等いただいた。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。	- 健康宣言の基本モデルへの切り替えにおいて、健康保険委員の委嘱を必須とし、委嘱を拡大。 - 健康保険委員等を対象とした研修会を行い、健康保険制度やマイナ保険証の説明を実施した。 5月に経済5団体を訪問し、マイナ保険証について説明を行うとともに、広報協力依頼。広報誌への掲載やチラシの同封、ホームページへのチラシ掲載をしていただいた。下期(10月)には、健康づくりサイクルの定着に向け、同様の取り組みを実施した。

5. 保険者機能の強化を支える 組織・運営体制等の整備

5. 組織・運営体制等の整備

(1) 人事・組織

① 人事制度の適正な運用

事業計画(具体的施策等)	実施状況
目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。	・支部およびグループの目標達成を踏まえた個人目標を、面談により設定し、目標達成に向けて意識の共有を図った。(4月) ・実績評価結果のフィードバックを実施した。(6月)

② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

事業計画(具体的施策等)	実施状況
本部主催の各種研修や通信教育、支部独自研修により業務に必要なスキルアップを図るほか、業務経験を通じて職員の成長を促し、組織基盤の底上げを図る。	・令和6年4月に契約職員2名、令和6年5月に契約職員2名(うち1名は保健師)の新規採用があり、必要な研修を計画的に実施した。 ・eラーニングシステムを活用した必須研修を実施した。(5月～9月)

③ 働き方改革の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。	・年次有給休暇取得率80%以上を目標として、令和6年6月に夏季休暇および計画的な年休取得を全職員に周知した。

5. 組織・運営体制等の整備

(1) 人事・組織

④ 風通しのよい組織づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員同士の意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組む。	・定期的なグループ内打ち合わせや職員との面談を実施した。 ・入社・退社時の挨拶の励行やレクリエーション等を通じ、職員間の意思疎通を図り、情報交換や意識の共有を行った。

⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
各評価項目について、目標を意識した取り組みを行うとともに、進捗管理の徹底を図る。	・支部およびグループの目標達成に向けた個人目標を設定し、面談により目標達成に向けて意識の共有を図った。

5. 組織・運営体制関係

(2) 内部統制等

① 内部統制の強化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等に取り組む。 ・適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を順守し実務を行う。 ・本部主催の階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。	・eラーニングシステムを活用した情報セキュリティ研修を実施した。 ・不審メール受信時の対応訓練を実施した。

② 個人情報の保護の徹底

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。	・個人情報保護管理委員会を開催した。(4月、5月) ・eラーニングシステムを活用した個人情報保護研修を実施した。

③ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。	・毎月全職員によるコンプライアンスマニュアルの読み上げ等を各グループにて実施し、コンプライアンスの確認と意識の向上を図った。 ・コンプライアンス委員会を開催した。(5月、6月)

5. 組織・運営体制等の整備

(2) 内部統制等

④ 災害等の対応

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書(BCP)など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ・事業所及び加入者等の個人情報を実際に保護するため、情報セキュリティ体制を維持する。	・安否確認システムの模擬訓練を定期的に実施した。(6月、8月) ・ニッセイビル主催の防災訓練へ参加した。(10月) ・eラーニングシステムを活用した情報セキュリティ研修を実施した。

5. 組織・運営体制等の整備

(2) 内部統制等

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。

指標	令和6年度目標	令和6年度上期実績	令和5年度末実績
一般競争入札に占める 一者応札案件の割合	15%以下	0%	0%

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。	・全職員が適切なコスト意識をもち、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用し、その都度状況を確認、把握し、適切な在庫管理等を行い、経費の節減に努めた。 ・一般競争入札を原則とし高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会にて、妥当性を審査し、ホームページへの調達結果等を公表し、透明性の確保を行った。(一般競争入札実施6件) ・一者応札案件はなかったため、アンケート調査等の実施はなかった。 ・少額随意契約の範囲内においても、複数者からの見積徴収等の方法による見積競争公告を実施した。(見積競争公告実施5件)